大阪市路上喫煙対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市路上喫煙の防止に関する条例(平成19年大阪市条例第54号。以下「条例」という。)第8条第6項の規定に基づき、大阪市路上喫煙対策委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

- 第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその 職務を代理する。

(会議)

- 第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員 長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、そ の意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する